

徳島県告示第八十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十一条の五の二十四第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者に係る同法第二十一条の五の三第一項の指定を次のとおり取り消した。

令和八年一月十日

徳島県知事 後藤田 正純

指定障害児通所支援事業者	指定障害児通所支援事業を行う事業所	障害児通所
名 称	名 称	支 援 の 種 類
所 在 地	所 在 地	取 消 年 月 日
株式会社豊結会 阿南市那賀川町小延三九番地三	児童デイサービスセンターフォリュウ 佐古駅前	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
児童デイサービスセンターフォリュウ 八万 常三島	児童デイサービスセンターフォリュウ 南昭和町	徳島市北佐古一一番町七番一 南昭和町二丁目一 番地一
同	同	同
同	同	同
同	同	同